

「元気発進！子どもプラン」の次期計画(素案)の概要

1 計画策定の趣旨

出生率の低下等により少子化が進み、待機児童の発生など子どもや家庭をめぐる環境が厳しくなる中、子育てしやすい社会となるためには、国や地域をあげて子育てを支援する新しい仕組みを構築することが求められています。

このような中、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法が制定、または改正され、市町村は子どもや子育て関わる支援を総合的に提供するための計画を策定することが定められました。

これまで本市は、「元気発進！子どもプラン(平成 22～26 年度)」等に基づき、保健・医療・福祉・教育をはじめ生活環境など幅広い施策を展開し、総合的なまちづくりを進めてきました。しかしながら、少子化が進む時代に対応し、新たな一步を踏み出すためには、子どもが健やかに生まれ、子どもを生き育てることの喜びを実感できるまちの実現に向けた取り組みを、より一層充実・強化する必要があります。

そこで、本市は国の動向や既存計画の成果や課題に加え、子どもや家庭の状況や市民の意見を踏まえ、今後5年間(平成 27～31 年度)の本市の子育て施策の基本的方向や具体的な取り組みを示す次期子どもプランを策定しました。

2 計画の位置付け

- 子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向や具体的な取り組みを示す計画
※次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画。
- 北九州市基本構想・基本計画のまちづくりの基本方針の一つである「人づくり」を、具体化するための分野別計画

3 計画の対象

- 全ての市民
※なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満の全ての子どもを基本とする。「若者」とは、思春期、青年期の者に加え、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている40歳未満までの者も含む。

4 計画期間

- 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

5 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状と課題

(1) 本市の現状

- 本市の人口は、昭和 54 年をピークに減少傾向にあり、平成 25 年には 968,122

人になりました。年齢区分別割合を見ると、昭和 55 年から平成 22 年の間に、14 歳以下は約 10.1 ポイント減少、15 歳～64 歳は 6.4 ポイント減少、65 歳以上は 16.5 ポイント増加するなど少子高齢化が進んでいます。

- 本市の平成 24 年の出生数は 8,213 人、合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと推定される子どもの数)は 1.53 で、いずれも過去最低となった平成 17 年(出生数 8,196 人、合計特殊出生率 1.30)と比較すると増加しています。しかし、人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準と言われる 2.1 を下回っています。
- また、初婚年齢が遅くなる晩婚化や第 1 子出生時の母親の平均年齢が上昇する晩産化が進行しており、少子化の原因となっています。

(2) 元気発進！子どもプランの取り組みと課題

① 取り組み内容

「元気発進！子どもプラン(平成 22～26 年度)」に基づき、保健・医療・福祉・教育をはじめ生活環境等の幅広い分野で、総合的に子育て支援に取り組み、24 時間対応の小児救急医療の提供、待機児童の解消や多様な保育サービスの実施、放課後児童クラブの全児童化に加え、母子保健や青少年の健全育成、ワーク・ライフ・バランスの推進などの施策を実施しました。

② 課題

これまでの取り組みの成果や課題、子どもや家庭の状況、市民ニーズを踏まえ、「年間を通じた待機児童の解消」「少子化社会の問題への対応」「妊娠・出産・育児期を通じた保健指導や相談体制の確保」「ワーク・ライフ・バランス推進のための働き方やライフスタイルの見直し」「青少年の非行防止や立ち直り支援」「ひとり親家庭への就業・経済的支援、子育て・生活支援」「子育てに関する情報提供の充実」などの課題に対応する必要があります。

6 基本理念と計画の視点

(1) 基本理念

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

(2) 5つの視点

「子どもの視点」「全ての子どもと家庭を支える視点」
「子どもの成長と次代の親づくりの視点」「親としての成長を支える視点」
「地域社会全体で支援する視点」

7 計画の構成

- 4つの政策分野と14の施策(次世代育成行動計画部分)
- 北九州市子ども・子育て支援事業計画

※別表のとおり

「元気発進！子どもプラン」の次期計画における全体概要（理念、視点、構成など）

■ 次期計画

理念・視点

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の子育て力を高め、全ての子どもが健やかに成長し、市民一人一人が家庭を持つことや子どもを生み育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。

【基本理念】

【5つの視点】

子どもの視点

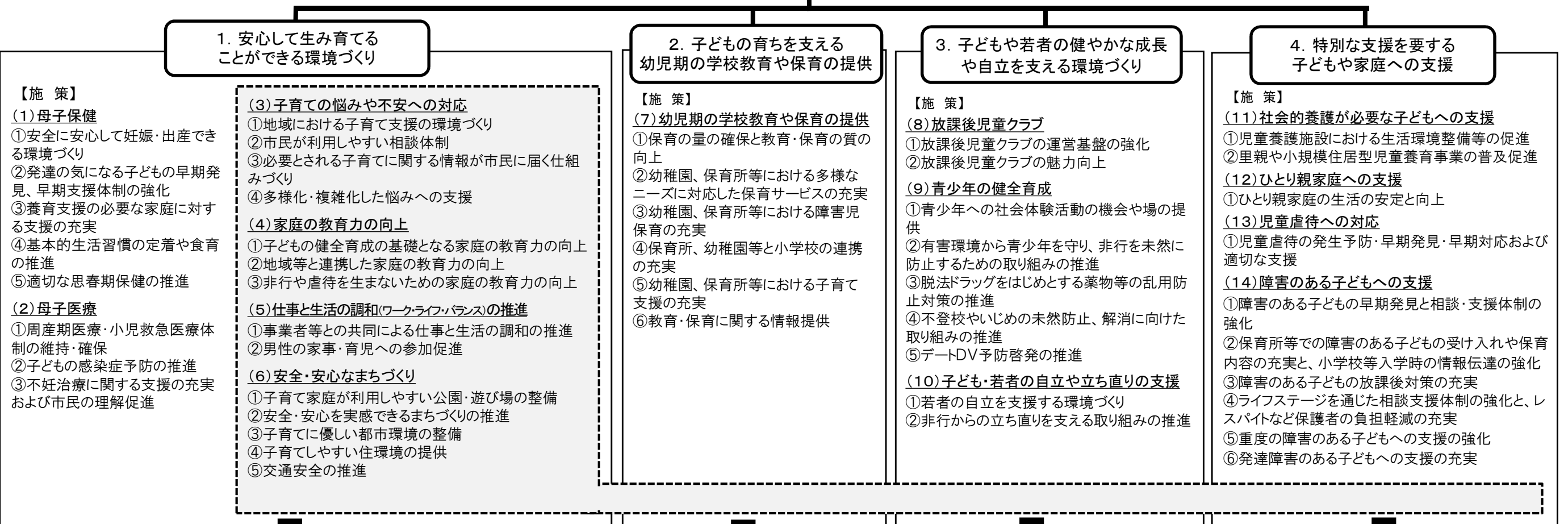
全ての子どもと家庭への視点

子どもの成長と次代の親づくりの視点

親としての成長を支える視点

地域社会全体で支援する視点

4つの政策分野



個別事業

子ども・子育て支援事業計画

1 幼児期における学校教育・保育の推進

①教育・保育の提供区域の設定
②教育・保育の量の見込みと確保の方策

2 地域子ども・子育て支援の推進

①地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

▼妊婦健康診査 ▼乳児家庭全戸訪問 ▼養育支援訪問 ▼利用者支援 ▼地域子育て支援拠点事業 ▼子育て短期支援(トワイライトステイ、ショートステイ) ▼一時預かり ▼延長保育 ▼病児・病後児保育 ▼ほっと子育てふれあい事業 ▼放課後児童クラブ

3 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

①認定こども園の普及
②教育・保育および地域子ども・子育て支援の役割、必要性とその推進
③教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

4 産後の休業および育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保

5 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策の実施と連携
6 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

8 施策ごとの主な取り組み

政策分野1 安心して生み育てることができる環境づくり

■施策(1) 母子保健

* 方向性⇒「母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり」

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

母親学級や面接での母子健康手帳の交付による必要な知識の普及や相談体制の充実、情報提供などにより、母体の心身の変化が著しい妊娠、出産期における不安の軽減と、健康管理を推進します。

② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

乳幼児健診の実施や関係機関との連携などにより、発達の気になる子どもの早期発見および早期支援体制の強化を図ります。

③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

10代の妊婦や産後うつ、乳幼児健診未受診などで養育困難な状況にある家庭に対して、乳児家庭の全戸訪問や関係機関と連携した地域での見守り体制の強化などにより、継続した支援を行います。

④ 基本的な生活習慣の定着や食育の推進

育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的な生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、乳幼児の発達段階に応じた食育を推進します。

⑤ 適切な思春期保健の推進

保健、学校、医療等の関係機関が連携して、子どもが思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする思春期保健の推進を図ります。

【主な事業】 母親学級等の実施、母子健康診査、わいわい子育て支援事業、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業、産後うつ対策、(新)妊娠期間からの養育支援事業、親子で進める食育教室、思春期保健連絡会 など

■施策(2) 母子医療

* 方向性⇒「周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保」

① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保

安心して子どもを産み育てることができるよう、周産期医療や小児救急医療などの体制を維持します。

② 子どもの感染症予防の推進

感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、定期予防接種の必要性について理解を深め、接種率の向上など、適切な実施に取り組みます。

③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

不妊治療について経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する広報等を行い、治療を行う夫婦のみならずその家族や市民にも不妊治療に関する理解を深めます。

【主な事業】 周産期医療体制の維持・確保、小児救急医療体制の維持確保、乳幼児等医療費支給事業、予防接種事業、不妊に悩む方への特定治療支援事業 など

■施策（3）子育ての悩みや不安への対応

* 方向性⇒「市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現」

① 地域における子育て支援の環境づくり

身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。また、子育て家庭の状況に応じて、必要な人に必要な経済的支援を適切に行います。

② 市民が利用しやすい相談体制

子育てに悩みや不安を持つ保護者が、分かりやすく利用しやすい相談体制を整備します。

③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

子育て中の人を知りたい情報を手軽に入手できるよう、情報誌やホームページなどを活用した情報提供を行います。

④ 多様化・複雑化した悩みへの支援(施策の分類に当てはまりにくい取り組み)

子育ての悩みは、社会環境の変化に応じて多様化・複雑化してきており、これまでなかったような悩みも発生しています。これらの悩みに対応し、少しでも軽減が図られるよう、工夫しながら支援に取り組みます。

【主な事業】 赤ちゃんの駅登録事業、親子ふれあいルームの充実、育児サークル・フリースペース活動への支援、子育てネットワークの充実、ほっと子育てふれあい事業、乳幼児等医療費支給事業、児童手当、子ども・家庭相談コーナー運営事業、子育て支援に関する情報発信の充実強化、(新)結婚を希望する若者への支援 など

■施策（４）家庭の教育力の向上

* 方向性⇒「学習機会や情報の提供などによる家庭の教育力の向上」

① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

家庭において、基本的な生活習慣や規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の教育力の向上に取り組めます。

② 地域等と連携した家庭の教育力の向上

地域等でのさまざまな取り組みを通じて、家庭の教育力の向上を図ります。

③ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上

非行や虐待の未然防止はもとより、再発を防ぐため、地域や関係団体と連携しながら、家庭の教育力の向上を図ります。

【主な事業】 家庭・地域への啓発事業、家庭内事故防止のためのPR、北九州市子どもを育てる10か条の普及促進事業、家族のためのペアレントトレーニング事業 など

■施策（５）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

* 方向性⇒「子育てしやすい環境づくりのための仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」

① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制や年休の取得促進など、健康で豊かな生活に向けた働き方の見直しを働きかけていきます。

② 男性の家事・育児への参画促進

男性の家事や子育てへの参画を進めるとともに、男女で協力しながら子育てしや

すい環境づくりを進めます。

【主な事業】 北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協機械の運営、ワーク・ライフ・バランス表彰の実施、企業や地域等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援、男性の家事・育児参画促進、(新)父になる人への情報発信など

■施策(6) 安全・安心なまちづくり

*方向性⇒「子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり」

① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備

市民に身近な公園を、地域住民の意見を取り入れながら整備するとともに、小さな子どもの利用に配慮するなど、子育て家庭が安全に安心して遊ぶことができ、利用しやすい公園や遊び場を整備します。

② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

「(仮称)北九州市安全・安心条例」を制定し、安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯・防災活動への参加を促進します。「地域安全マップづくり」や「安全セミナー」、消防士による救命救急等の体験授業の実施など、特に子どもに配慮した安全・安心の取り組みを推進します。

③ 子育てに優しい都市環境の整備

ゆとりある道路や立体横断施設のエレベーターなど、バリアフリーのまちづくりを推進し子育て家庭をはじめ、市民が安全に安心して利用できる道路や施設などの都市環境整備を進めます。

④ 子育てしやすい住環境の提供

子育て家庭向けの良質な賃貸住宅の提供や、市営住宅においての多子世帯や母子・父子世帯への優先入居など、安全で快適な住宅を確保するとともに、家庭内事故防止のための啓発など、子どもを生み育てやすい住環境づくりを進めます。

⑤ 交通安全の推進

交通事故防止のための安全運動や啓発活動を推進し、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底など、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。

【主な事業】 (新)安全・安心を高めるための防犯環境整備モデル事業、(新)子どもの安全・成長に配慮した公園整備事業、(新)防災・安全教育の推進、多子世帯向け市営住宅の優先入居、交通安全の推進 など

政策分野2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

■施策（7）幼児期の学校教育や保育の提供

* 方向性⇒「多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな成長を支える質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」

① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上

「北九州市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に教育・保育を提供することで、年間を通じた待機児童の解消を図ります。また、保育士等の人材確保に取り組みます。加えて、教育・保育の質の向上を図るため、体系的な研修等を通じて幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上に取り組みます。あわせて、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図ります。さらに、新しい時代に対応した公立の施設となるため、市立幼稚園については研究実践園としての役割に応じた体制の見直し、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図るとともに、民営化による施設の再編を行います。

② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

子どもの生活リズムに十分配慮しながら、幼稚園における預かり保育や保育所における延長保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実

障害のある子どもの成長を支え、また保護者の子育てを支援するため、関係機関との連携を深めながら、障害児保育の充実に取り組みます。

④ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

保育所、幼稚園等と小学校間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。また、教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録を作成・活用します。

⑤ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

家庭における子育てを支援するため、育児相談や親子遊び、地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした取り組みを一層充実します。また、認定こども園については、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設として、通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの子育て支援を行います。

⑥ 教育・保育に関する情報提供

幼児期の学校教育・保育を希望する保護者が、そのニーズに応じた施設や事業

を選択できるよう、区役所での対応や、ホームページなどを活用した情報発信を行います。

【主な事業】(新)認定こども園の運営支援・整備事業、(新)小規模保育の運営支援・設置促進事業、保育士就職支援事業、幼児教育の振興、児童福祉施設第三者評価事業、保育所保育士加配、延長保育事業、病児・病後児保育事業、保育所・幼稚園・小学校の連携、親子通園事業、保育サービスコンシェルジュ配置事業 など

政策分野3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

■施策(8) 放課後児童クラブ

* 方向性⇒「希望する全ての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現」

① 放課後児童クラブの運営基盤の強化

放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実など、運営基盤の強化を図ります。

② 放課後児童クラブの魅力向上

放課後児童支援員等の資質向上など放課後児童クラブの運営体制の充実を図るとともに、クラブの活動内容の充実を目指して、学校や地域との連携を図り、魅力あるクラブの運営を促進します。

【主な事業】放課後児童クラブの児童受入れのための施設整備、放課後児童クラブの利用内容の充実、放課後児童クラブの運営体制の充実、放課後児童ヘルパーの活用、夏の教室(地域版)の実施 など

■施策(9) 青少年の健全育成

* 方向性⇒「家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり」

① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供

次世代を担う青少年が社会とのかかわりを自覚し、自己を確立・向上していけるよう、青少年に社会体験活動等の機会や場を提供します。また、青少年の体験活

動を支える青少年施設のあり方検討を進めます。

② 有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進

青少年を取り巻く有害環境から守るため、有害環境の浄化とともに、地域と連携し、非行防止を図ります。

③ 脱法ドラッグをはじめとする薬物等の乱用防止対策の推進

警察や薬剤師会、地域団体等との連携を図り、薬物乱用防止教室や各種キャンペーン等を行い、脱法ドラッグをはじめとする薬物乱用撲滅機運を高めるための取り組みを推進します。

④ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止対策を充実していく上での体制整備を図るとともに、関係機関との連携を密にしていきます。生徒指導や教育相談活動を通じて不登校やいじめの未然防止、解消を目指します。また、的確に実態を把握し、きめ細かな対応を行うとともに、取り組みの点検や充実を図ります。

⑤ デートDV予防啓発の推進

デートDV(高校生や大学生等の若年層における交際相手からの暴力)について、若年層を対象とした出前講演等を開催し、理解促進と予防啓発を図ります。

【主な事業】 青少年体験活動活性化事業、(新)青少年施設のあり方の検討、(新)外遊び(プレイパーク)の検討、非行防止活動の推進、出会い系サイトをはじめとする有害環境対策事業、脱法ドラッグをはじめとする薬物等乱用防止に向けた広報・啓発、いじめ対策の充実 など

■ **施策 (10) 子ども・若者の自立や立ち直りの支援**

* 方向性⇒「社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり」

① 若者の自立を支援する環境づくり

現代の若者の悩みやトラブルは複合化・複雑化しており、不安定な雇用やニート(若年無業者)、ひきこもりなどに対応するためには、従来の個別分野における対応では限界があります。若者が自立できるまで、継続性のある有効な支援を行っていくため、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の関連機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを行います。

② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

警察や保護司会、協力雇用主会等、関係機関・団体との連携を図り、非行相談や、家庭環境等に問題を抱える青少年の居場所づくり、非行歴のある青少年の就

労支援等、地域の理解を深め、地域において非行からの立ち直りを支えるための取り組みを推進します。

【主な事業】 子ども・若者応援センター「YEEL」の運営、ユースステーションの運営、北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営、協力雇用主と連携した就労支援、少年支援室の運営 など

政策分野4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

■施策(11) 社会的養護が必要な子どもへの支援

*方向性⇒「社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかに生まれ、自立できる社会環境づくり」

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

児童養護施設において、家庭的養護を推進するための小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等を図ります。また、就職・進学に際し、児童が希望する進路を選択できるよう、自立に向けた支援を行います。

② 里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及促進

家庭的な養育環境としての里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供することで、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施します。

【主な事業】 地域小規模養護施設・小規模グループケアの実施、児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業、ファミリーホームの運営、里親促進事業 など

■施策(12) ひとり親家庭への支援

*方向性⇒「ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり」

① ひとり親家庭の生活の安定と向上

就業により収入を安定的に確保するため、就業支援のさらなる充実を図るととも

に、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう情報提供を充実するなど、総合的な自立支援を行います。

【主な事業】 ひとり親家庭自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定事業の充実、ひとり親家庭のための合同就職説明会、母子父子寡婦福祉資金貸付金、(新)子どもの学習支援 など

■施策(13) 児童虐待への対応

* 方向性⇒「児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり」

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組み、虐待に至る前に気になるレベルで適切な支援を行うとともに、児童虐待が発生した場合、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に努めます。また、子どもの安全を守るための一時保護や虐待後のケアなど、家族の再統合に向けた保護者への支援を進めます。

【主な事業】 児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化、(新)児童虐待防止医療ネットワーク事業 など

■施策(14) 障害のある子どもへの支援

* 方向性⇒「障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり」

① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

障害のある子どもに早い時期から適切にかかわるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進します。また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

障害のある子どもへの支援は、通所支援を行う通園施設での専門的療育訓練だけでなく、保育所等での集団生活の場における療育支援も必要であることから、幼稚園、保育所等での受け入れや保育内容の充実を図ります。また、小学校入学時

に幼稚園、保育所等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図ります。

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進します。

④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化と、レスパイトなど保護者の負担軽減の充実

障害のある子どものライフステージを通じた、一貫した相談支援体制を整備するとともに、「気になる」段階から気軽に相談できる、利用しやすい身近な相談窓口を整備します。また、家族を支援する観点から、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援やきょうだい児の心理的ケア、レスパイト(一時的休息)の確保など保護者の負担軽減を図ります。

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

重度の障害があっても、地域で安心して暮らせるよう、障害のある子どもの特性に応じた支援を強化します。特に、重症心身障害児(者)が利用できるショートステイや通園などの福祉サービスの充実を図るとともに、入所施設においては、障害のある子どもの特性に応じた支援の強化を図ります。

⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため、子どもの個々の特性や関わり方、支援のポイントなどの情報を支援機関に伝達できるサポートファイル「りあん」を活用し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が可能となる仕組みづくりを行います。また、発達障害児(者)支援の中核機関である「発達障害者支援センター」の相談支援体制の一層の充実を図ります。

【主な事業】 総合療育センターの機能の強化、北九州市障害者基幹相談支援センターの運営、(新)特別支援学校における就労支援事業、小池学園(児童部)居住環境改善事業の運営、発達障害者支援センターの充実、「発達障害者のためのサポートファイル」普及事業 など